

中小企業信用保険法第2条第5項
第7号の規定による認定のご案内

○ 認定条件

- (1) 新宿区内に事業実態があること
- (2) 信用保証協会が指定する保証対象業種を営んでいること
- (3) 中小企業者で下記の各号に該当すること
 - ① 経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関(以下「指定金融機関」という。)と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。
 - ② 指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期と比較して10%以上減少していること。
 - ③ 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

○ 必要書類

- 1 認定申請書 2部
- 2 認定基準に該当することの確認できる資料の写し
全ての金融機関からの総借入金残高及び指定金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明書(財務諸表、借入証書等でも可)
- 3 履歴事項全部証明書の写し(登記所で発行=3ヶ月以内のもの) 1通
- 4 税務署受付印のある法人税確定申告書及び決算書
(個人事業者は、受付印のある所得税確定申告書の写し)

※NPO法人の方は、必ず事前に産業振興課にご連絡ください。

○問い合わせ先 新宿区西新宿6-8-2 区立産業会館(BIZ新宿)4F

新宿区文化観光産業部産業振興課

☎ (3344) 0702